

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、お客様、取引先、従業員、地域社会、行政機関等のステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

そのため、当社は経営環境の変化に迅速かつ公正に対応する意思決定機関を構築し、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| ミダス第1号投資事業有限責任組合 | 3,249,000 | 46.37 |
| ミダス第2号投資事業有限責任組合 | 1,320,000 | 18.84 |
| 大石 崇徳 | 600,000 | 8.56 |
| 岩田 匡平 | 435,000 | 6.21 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 153,100 | 2.19 |
| GOLDMAN SACHS & CO. REG | 145,400 | 2.08 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY | 104,700 | 1.49 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 100,400 | 1.43 |
| 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口) | 89,000 | 1.27 |
| 太田 大哉 | 70,000 | 1.00 |

| | |
|-----------------|-------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 吉村 英毅 |
|-----------------|-------|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

ミダス第1号投資事業有限責任組合及びミダス第2号投資事業有限責任組合は、いずれも当社の取締役会長である吉村英毅が実質的に支配しております。

3. 企業属性

| | |
|-------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
|-------------|---------|

| | |
|-----|-----|
| 決算期 | 12月 |
|-----|-----|

| | |
|----|-----|
| 業種 | 卸売業 |
|----|-----|

| | |
|---------------------|---------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
|---------------------|---------------|

| | |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
|-------------------|-----------------|

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との間で取引は行っておらず、今後も取引を行うことは予定しておりません。

支配株主との取引等を行う際には、当該取引の必要性(事業上の合理性)及び取引条件の妥当性(一般の取引条件と同様であること等)を取締役会において慎重に審議の上決定し、少数株主の利害を害することの無いよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 柏木 茂雄 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 原 敏弘 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 柏木 茂雄 | - | | 大蔵省(現財務省)にて要職を歴任され、国際通貨基金の理事を務めるなど金融・財務に関する豊富な経験と高い知見を有しております。また、上場企業で社外取締役を歴任するなど、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられ、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断したため。 |
| 原 敏弘 | - | | 公正取引委員会にて要職を歴任され、当社事業における法令、経済、社会等の経営を取り巻く事象に深い見識を有しており、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられ、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断したため。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|------------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬諮問委員会 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬諮問委員会 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 社外取締役 |

補足説明

指名・報酬諮問委員会における「その他」構成員は、社外監査役であります。
 当社は、取締役・監査役の指名、及び取締役の報酬等に関する手続きの客観性を高めるため、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。当委員会は、3名以上で構成され、代表取締役1名に加え、その過半数を独立役員(東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たす独立社外取締役及び独立社外監査役)とし、独立社外取締役が委員長を務めております。当委員会は、必要に応じて随時開催し、取締役・監査役の選任及び解任や取締役の報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。内部監査責任者及び監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、相互連携による監査の実効性と効率性の向上に努めております。

| | |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 鈴木 真美 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 杉山 真一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 川崎 晴一郎 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|---|
| 鈴木 真美 | - | | 公認会計士として財務会計及びコーポレート・ガバナンス等に関する高い見識や客観的・専門的な視点から、当社経営に対する積極的な意見及び提言を頂くとともに、同氏の経験から当社監査体制の強化につながるものと考えたため。 |
| 杉山 真一 | - | | 弁護士としての長年の経験から、会社法をはじめとする企業法務及び国内外のコンプライアンス対策に精通されており、当社の企業統治において重要な監査機能を果たすと考えられ、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断したため。 |
| 川崎 晴一郎 | - | | 公認会計士としての長年の経験と企業会計に関する広い知見を有しており、当社の企業統治において重要な監査機能を果たすと考えられ、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断したため。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数 5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的としてStockオプションを付与しております。

Stockオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会において決定しております。

また、当社は、取締役・監査役の指名、及び取締役の報酬等に関する手続きの客観性を高めるため、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。当委員会は、3名以上で構成され、代表取締役1名に加え、その過半数を独立役員（東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たす独立社外取締役及び独立社外監査役）とし、独立社外取締役が委員長を務めております。当委員会は、必要に応じて随時開催し、取締役・監査役の選任及び解任や取締役の報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、取締役CFO及び経営管理部がサポートを行っております。月1回の取締役会での情報共有及び取締役会の決議内容・報告内容について事前に資料を開示し、必要に応じて代表取締役及び取締役CFO等が社外取締役に対して重要な議題等に関する事前説明を行っております。

また、非常勤の監査役には常勤監査役が重要な会議への出席を行い、随時情報共有を行うとともに、常勤監査役を通じて取締役会の報告事項及び決議事項の事前説明を行い、取締役会での意見交換及び円滑な決議が行えるよう体制を整えております。

上記に加えて、代表取締役、取締役CFOと社外取締役及び社外監査役間において経営方針や戦略等の重要事項に関する情報交換及び協議等を行うことを目的として原則として月1回の任意の会議体を設定し、社外役員との強固な連携を図れる体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（取締役会・役員体制）

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行い、討論・意見交換を充実させる場として運営しております。また、社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的観点から当社の経営全般に対する牽制・監視をし、経営の公正性および透明性を確保しております。さらに、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員7名を選任の上、業務執行責任と権限を委譲し、機動的な経営意思決定及び業務執行の迅速化を実現可能な組織体制を構築しております。

（指名・報酬諮問委員会）

当社は、取締役・監査役の指名、及び取締役の報酬等に関する手続きの客観性を高めるため、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。当委員会は、3名以上で構成され、代表取締役1名に加え、その過半数を独立役員（東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の「独立性判断基準」に定める独立性の要件を満たす独立社外取締役及び独立社外監査役）とし、独立社外取締役が委員長を務めております。当委員会は、必要に応じて随時開催し、取締役・監査役の選任及び解任や取締役の報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

（監査役会・監査役）

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名を含む監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、毎月1回開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役のうち2名は、それぞれ公認会計士及び弁護士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施していただくこととしております。

（経営会議）

原則として週1回開催し、代表取締役社長、取締役会長、常勤取締役及び執行役員が出席し、必要に応じて社外取締役、常勤監査役、部長等の参加のもと、取締役会決議事項以外の重要な決議、各事業部門からの報告事項が上程され、審議等を行うことにより、会社運営の円滑性・合理性を確保しております。

（内部監査）

内部監査は、内部監査担当部署である代表取締役管轄の内部監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けて具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は監査役とも密接な連携をとっており、監査役は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。内部監査人と監査法人との連携につきましては、四半期ごとに定例の報告会に出席の上、ディスカッションを実施し、適宜情報・意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、機動的な業務執行及び経営の健全性・透明性向上を果たしコーポレート・ガバナンス体制を強化することを目的として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任や、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置するとともに、執行役員制度の導入による意思決定及び業務遂行の迅速化を図るなど、経営の監視・監督機能の強化に努める観点から、上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|-----------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意してまいります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権行使を実施しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 今後、海外投資家の比率等を踏まえて、検討してまいります。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社IRサイトに掲載しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | インターネットの活用等も検討し、定期的な開催を目指してまいります。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期及び通期決算発表後に決算説明会を開催しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 今後、海外投資家の比率等を踏まえて、検討してまいります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、適時開示・任意開示情報等を、当社IRサイトに掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営管理部をIR担当部署とし、取締役CFOを責任者としております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、企業行動憲章を定め、これを役職員へ周知することにより、企業の社会的責任を全うすることが企業価値向上につながるという認識のもと、良識ある企業活動を心がけております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は、リユース品の売買等を行い、循環型社会の実現に貢献していきたいと考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社IRサイトに掲載しておりますディスクロージャーポリシーに則り、すべてのステークホルダーに対し、IRサイトにおける各種資料の掲載や、決算説明会等を通じて、適時適切かつ積極的な情報提供を行っていく方針であります。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コーポレート・ガバナンス

- ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ・取締役は、法令、定款、取締役会決議、社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(b) コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程はもとより、企業倫理、社会規範及び「企業行動憲章」に基づき、良識を持って行動する。
- ・当社は、全社的なコンプライアンス責任者を指定のうえ、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンス問題に迅速適切に対応する等、コンプライアンス体制の確保と充実に努める。
- ・使用人は、法令、定款、社内規則の違反或いは社会通念およびコンプライアンスに違反する行為等が行われていることを知ったときは、「コンプライアンス規程」に基づき担当部署に通報する。
- ・内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに的確に対処する体制を整備する。

(c) 財務報告の適正性確保のための内部統制システムの整備

- ・当社は、社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための社内体制を構築する。
- ・当社は、内部統制に係る内部監査室を設置し、財務報告の適正性等を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価・改善するための仕組みを構築する。

(d) 内部監査

- ・当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。また内部監査室は、内部監査により判明した指摘事項の改善履行状況について、フォローアップ監査を実施する。

(e) 反社会的勢力の排除

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない。当社が反社会的勢力から不当要求などを受けた場合には、警察署および暴走センター等の外部専門機関と連携し、如何なる面においても、反社会的勢力との関係は一切遮断する。

b 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 情報の保存・管理

- ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む、以下同じ）を、「文書保管管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

(b) 情報の閲覧

- ・取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

c 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理体制の整備

- ・経営活動に係る市場リスク、信用リスク、投資リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、当社は、社内委員会および当社のリスクを把握し管理するための責任部署を設置するとともに、必要な管理手法を整備し、当社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。

(b) リスク情報の報告

- ・各リスクに対応する責任部署の責任者は、リスクに対する評価・分析および対策・対応状況を取りまとめ、代表取締役に報告する。

(c) リスク監査

- ・内部監査室は、業務執行部門のリスク管理の状況について監査を行う。

d 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 効率的な意思決定

- ・定例取締役会、必要に応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の会議体を組織し、それぞれの機能に応じて経営上の重要事項を審議し、意思決定を行う。

(b) 職務権限・責任の明確化

- ・当社は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

e 当社及び子会社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(a) 補助使用人の選任

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を選任し、兼務させる。

(b) 補助使用人の取締役等からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保

- ・監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役に帰属するものとし、取締役、及び他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査役と協議し、決定する。

f 当社の監査役への報告に関する体制

(a) 重要会議への出席

- ・監査役は、監査計画及び職務の分担に従い、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 取締役及び使用人の報告義務

- ・取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

(c) 取締役及び使用人による経営上重大なリスク情報の報告義務

- ・取締役及び使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直ちに報告する。

当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

重大な法令または定款違反事実

(d) 不利益取扱いの禁止

・当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

g その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査費用の処理方針

・監査役が要求した場合は、監査役の職務執行に支障のない様、適切かつ迅速に費用または債務の処理を行う。

(b) 監査役、会計監査人および内部監査室の連携

・監査役、会計監査人および内部監査室は、適宜会合を行い、情報交換を行うとともに、密接な連携を図るものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針とし、当社の全体会議や入社時ガイダンスなどの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。インターネット検索や必要に応じて外部専門機関の調査などにより、株主や取引先等の反社会的勢力の該当性を確認しております。また、暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

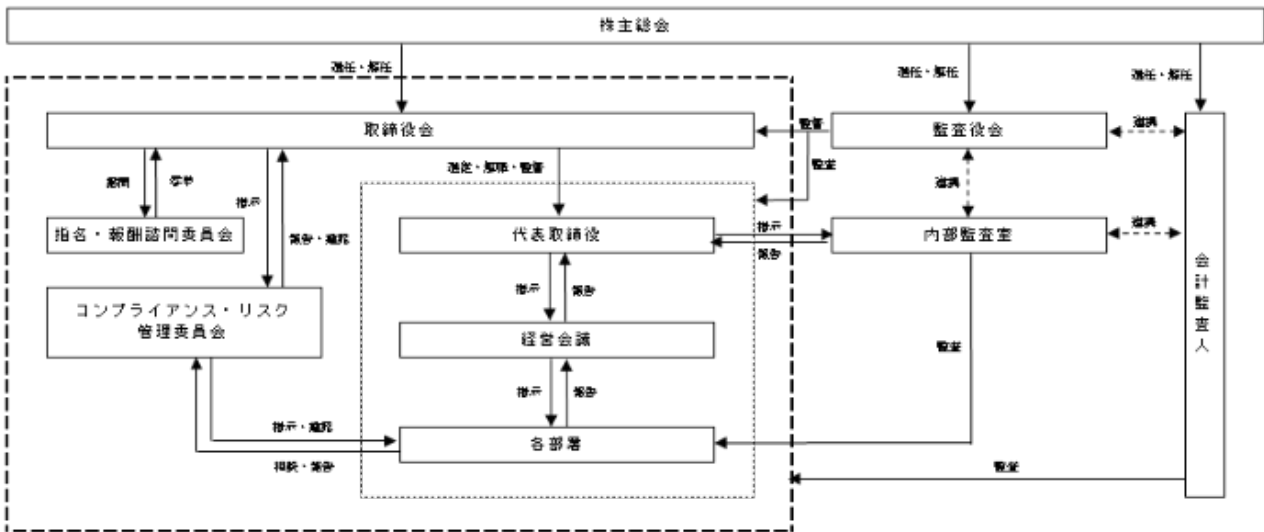
なし

該当項目に関する補足説明

当社は現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、今後検討が必要となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。
(コーポレート・ガバナンス体制)



(当社に係る決定事実・決算に関する情報等)



(当社に係る発生事案に関する情報)

